

(別紙)

金融機関における個人情報管理態勢に係る一斉点検の結果等について

1. 要請の概要

金融は、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野であり、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要があることを踏まえ、本年4月の個人情報保護法及び各業法施行規則等の施行に合わせ、預金取扱金融機関、証券、保険の各業態の金融機関等に対し、以下のように、個人情報管理態勢に係る一斉点検を実施するとともに、その結果を6月末までに当局に報告するよう、文書をもって要請を行った。

【要請内容】

- (1) 個人情報保護法及び改正銀行法施行規則等の施行を踏まえた金融機関（外部委託先を含む）の個人情報管理態勢の有効性・実効性についての検証（内部監査による検証を含む。）
- (2) 本年4月1日時点において金融機関等が管理している個人である顧客に関する情報について、漏洩、滅失又は毀損（漏洩等）が生じていないかに関し、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第10条第5項(1)③に基づき整備された個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程に沿って行った点検・監査の結果（その実施方法を含む）。

【対象金融機関等】

○預金取扱金融機関

銀行（主要行等、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行）、協同組織金融機関（信金中央金庫、信用金庫、全国信用協同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会、労働金庫、農林中央金庫）

○証券会社

○保険会社等

生命保険会社、損害保険会社、損害保険料率算出機構

2. 点検・監査結果の概要

各金融機関における、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第10条第5項(1)③に基づき整備された個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程に沿って行った点検・監査の結果をまとめると、以下の通り。

(1) 一斉点検を実施した金融機関等の状況

○一斉点検を実施した機関数	1,069 機関
➤ うち、預金取扱金融機関	711 機関
➤ うち、証券会社	270 機関
➤ うち、保険会社等	88 機関

(2) 紛失等が発覚した機関数と紛失等が発生した資料の類型

○一斉点検の結果、紛失等が発覚した機関数 (全 1,069 機関中)	287 機関 [26.8%]
○紛失等が発生した資料の類型 (複数回答)	
➤ 書類	215 機関
➤ コムフィッシュ(COM)	163 機関
➤ CD-ROM	9 機関
➤ MO	2 機関
➤ その他(フロッピーディスク等)	9 機関

(注) [] 内は一斉点検を実施した全金融機関(1,069 機関)に対する割合。

(参考)「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」

第10条 安全管理措置(法第20条及び基本方針関連)

5 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、次に掲げる「組織的安全管理措置」を講じなければならない。

(組織的安全管理措置)

(1) 規程等の整備

③ 個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程の整備

(3) 紛失等が発覚した個人情報の先数

○紛失等が発覚した個人情報の先数	約 678.0 万先	[100.0%]
①紛失・所在不明	約 677.8 万先	[99.9%]
i) 誤って廃棄した又はその可能性が高いもの	約 672.9 万先	[99.2%]
ii) その他の紛失・所在不明のもの	約 4.9 万先	[0.7%]
(うち、外部漏洩した又はその可能性が高いもの)	(1 先)	—
②誤送信／誤送付	約 0.2 万先	[0.03%]
(うち、外部漏洩した又はその可能性が高いもの)	(1 先)	—
③盗難	1 先	[0.0%]
(うち、外部漏洩した又はその可能性が高いもの)	(1 先)	—

(注) [] 内は紛失等が発覚した個人情報の先数 (約 678.0 万先) に対する割合。

(参考 1) 外部漏洩した又はその可能性が高い 3 先 (3 機関) のうち、誤送信／誤送付によるもの 1 先 (1 機関) については回収済み。紛失・所在不明及び盗難によるもの 2 先 (2 機関) については未回収。

(参考 2) 紛失等が発覚した個人情報、約 678.0 万先のうち、不正利用などに繋がり、顧客に被害が発生した、又はその可能性が高いと報告されたものはない。

(参考 3) 今般の一斉点検は、本年 4 月 1 日時点において金融機関が管理している個人情報について、漏洩等が生じていないかを調査するものであるが、紛失等が発覚した個人情報約 678.0 万先のうち、個人情報保護法等が施行された 4 月 1 日以降に発生したことが明らかな個人情報が 5 機関分、計 6,092 先 [0.09%] 含まれている。

(参考 4) 紛失等の先数が多かったいくつかの金融機関にサンプル調査を行ったところ、紛失等が発覚した個人情報のうち約半分が 5 年以上前に作成・入力されたものであり、更にその内の約 3 分の 1 は 10 年以上前に作成・入力されたものであった。

(4) 顧客への対応と再発防止のための内部態勢の整備等

○一斉点検の結果、紛失等が発覚した機関数	287 機関
○顧客への対応或いは再発防止のための内部態勢の整備等を講じている又は講じる予定の機関数 (287 機関中)	287 機関 [100.0%]
(複数回答)	
➢ 問い合わせ窓口の設置	189 機関
➢ 顧客への通知	64 機関
➢ 役職員への指導・啓発	216 機関
➢ 業務フローの見直し	193 機関
➢ セキュリティ対策の再構築	59 機関
➢ その他 (委託先へのルール徹底申入れ等)	2 機関

(注) [] 内は一斉点検の結果、紛失等が発覚した機関数 (287 機関) に対する割合。

3. 一斉点検の結果以外で、当局に報告された個人情報の紛失等の概要

今般の一斉点検の結果には、その結果報告以前に金融機関から当局へ報告された紛失等の事案は含まれていない。

一斉点検の結果紛失等が発覚したもの以外で、本年 1 月から 6 月末までの半年間において、上記金融機関において発覚し、報告された個人情報の紛失等事案をまとめると、以下の通り。

○1~6 月に紛失等が発覚した個人情報の先数	約 184.5 万先
➢ うち、3 月 31 日以前に発生したもの	約 53.4 万先
➢ うち、4 月 1 日以降に発生したもの	約 129.1 万先
➢ うち、発生時期が不明のもの	約 2.0 万先